

食品に関するリスクコミュニケーション

牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価②
～我が国の検査対象月齢の引き上げについて～

平成25年4月23日（火） 10:00～11:48

食品安全委員会事務局会議室

主催：食品安全委員会

午前10時 開会

(1)開会

○司会（篠原） 皆様、お待たせいたしました。ただ今から「食品に関するリスクコミュニケーション 牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価② ～我が国の検査対象月齢の引き上げについて～」を開催いたします。

本日、司会を務めます食品安全委員会事務局の篠原と申します。よろしくお願い致します。

初めに、本意見交換会は質疑での発言等を含めまして、公開で開催致しております。発言者、参加者の皆様の写真や映像等が配信・報道される可能性があることをあらかじめご了承ください。また、説明会の内容及び資料につきましては、後日、意見交換会終了後に食品安全委員会のホームページを通じまして、公表することを予定しております。

(2) 開会挨拶

○司会 それでは、初めに主催者を代表致しまして、食品安全委員会委員長の熊谷進より御挨拶申し上げます。

○熊谷食品安全委員会委員長 皆さん、おはようございます。食品安全委員会委員長の熊谷でございます。

本日はお忙しい中、多数御参加いただきまして、ありがとうございます。また、日頃から食品安全委員会の活動につきましては、御理解、御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、BSEに関しましては、食品安全委員会自らによるリスク評価のみならず、リスク管理機関であります厚生労働省、農林水産省、その他からの要請に応じて評価に取り組み、また、科学的な知見に基づく評価結果の周知に向けたリスクコミュニケーションにも力を注いで参りました。

平成23年12月の厚生労働大臣からのBSE対策の見直しに係る食品健康影響評価の要請に関しましては、諮問内容1及び2につきまして、検査対象月齢やSRMの見直し等、国内措置、国境措置につきまして、昨年10月に答申を行いました。そして、国境措置につきましては今年の2月、国内措置につきましては4月に、それぞれ規則の改正等が行われております。

今回は、厚生労働大臣からの諮問内容3のうち、国内措置につきましてさらに検査対象月齢を引き上げた場合の食品健康影響評価につきまして、食品安全委員会プリオン専門調査会におきまして精力的に御検討をいただき、最新の科学的知見に基づいて中立・公正な審議を経て、食品健康影響評価に関する評価書案を取りまとめたところであります。

この評価書案につきまして、4月9日から5月8日までの期間でパブリックコメントを

募集しているところですが、その内容につきまして皆様方に御説明し、御質問にお答えすることで、御理解を深めていただきたいと思います、この意見交換会を開催するということになりました。本日は、評価書案の取りまとめに御尽力いただきましたプリオン専門調査会の酒井座長から評価書案の内容について説明し、さらに食品安全委員会・姫田事務局長を交え、皆様と意見交換を行うという段取りで進めたいと思います。現在実施中のパブリックコメントに対し、御意見や情報をお寄せいただく際に、本日の説明を参考にしていただきたいと思います。

最後に、今日の意見交換会が皆様にとって有意義なものとなることを期待致しまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(3) 事務局からの説明

○司会 それでは、お配りしてあります資料の確認をお願い致します。

お手元の配布資料、議事次第の次に配布資料一覧というのがあるかと思えます。こちらと各資料を御確認いただきまして、もし足りない資料があるようであれば、お近くの係の者にお申し出ください。

続きまして、本日の意見交換会の進め方につきまして、御説明をさせていただきます。議事次第をご覧ください。

初めに、議事の(3)のところからでございますが、まず食品安全委員会事務局長の姫田尚より牛海綿状脳症(BSE)対策に係ります食品健康影響評価の経過につきまして、10分程度説明致します。続きまして、食品安全委員会プリオン専門調査会の座長をしていただいております麻布大学客員教授、酒井健夫先生より評価書案のポイントにつきまして、約40分程度御説明いただきます。その後、10分程度の休憩を挟みまして、会場の皆様と質疑応答、意見交換を行いたいと思います。また、事前にいただきました御質問につきましては、御質問の多かった事項を中心にできるだけ説明の中で触れられるよう、参考とさせていただきます。時間の都合上、全ての質問にあらかじめお答えできない部分もあるかと思えますので、説明内容に含まれていない点等ございましたら、恐れ入りますが、質疑応答の時間に御質問いただきますようお願いいたします。

閉会は12時を予定しております。意見交換会の円滑な進行に御協力をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

(4) 講演

それでは、評価の経緯につきまして、食品安全委員会事務局長、姫田尚より御説明を致します。

牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響の経過について

食品安全委員会事務局長

姫田 尚

御紹介いただきました食品安全委員会事務局長の姫田でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

まず、酒井座長から今回のリスク評価について御説明いただく前に、今までの経緯、今回のBSE対策の見直しに関する経緯をお話ししたいと思います。

（パワーポイント2）

まず、食品安全委員会、今の食品安全の仕組みということでございますが、まず、約10年前、このBSEの発生を契機に致しまして、当時、EUやアメリカで取り入れられていましたリスク分析、リスクアナリシスのシステムを我が国は取り入れております。左側で食品安全委員会とありますのが、リスク評価をして、具体的に安全かどうかということを科学的に調べる。そして評価するという事です。そして、厚生労働省とか農林水産省、消費者庁というようなリスク管理機関、厚生労働省は食品全般の安全性について、これは輸入食品も国内の食品も同じです。農林水産省は食品の生産・処理の工程について、リスク管理を行っております。消費者庁は新食品、いわゆる特保とか健康食品とかについてのリスク管理を行っているということで、これらのリスク管理省庁が実際にリスク管理を行っています。そのために、そのリスク管理を行っていく中で、科学的な知見が必要なものについては、食品安全委員会でリスク評価を行っております。これらの省庁が全てやらないといけないことは、リスクコミュニケーションであるということでございます。これは今日もこういうような形でやらせていただいておりますけれども、これはいわゆる消費者だけじゃなくて、生産者、流通の方々、そしてマスコミの方々、サイエンティスト、これらが皆一堂に会して意見交換をしていくということが重要でございます。

そして、よく役所等で、それに関しましては、お聞きした上で、上司に伝えますというようなことを言っておりますが、そういうのではなく、本日もリスクアセスメント、リスク評価をしていただいた酒井座長に来ていただいておりますが、実際にリスク評価する人間があるいはリスク管理する人間が、それぞれステークホルダー、利害関係者の皆様方とお話しをしていくということが、リスクコミュニケーションの重要な役目と考えております。

（パワーポイント3）

今回の諮問でございます。事前にいただいた御意見の中に、なぜ前回30か月齢に引き上げたばかりなのに、拙速に48か月齢にまた新しい答申を出すのかということが聞かれているかと思ひます。今回の諮問というのは、厚生労働省から平成23年12月、一昨年暮れに諮問をいただいたものでございます。それで、その時に諮問1、2、3とあつて、諮問1

については、国内措置について検査月齢を30カ月齢にした場合どう考えるのかと。それから、特定危険部位、SRMを国際的な基準に合わせたらどうなるかという、これはOIEの国際的な基準に合わせたらどうなるかということ。それから2として、米国、カナダ、フランス、オランダについて、同じように月齢制限を30か月齢にした場合、そして特定危険部位をやはり国内と同じように国際基準に合わせた場合どうなるかということが2つ目。3つ目、さらに日本を含むこの5か国について、月齢の規制措置、要するに検査対象月齢なり輸入の可能な月齢を引き上げた場合どうなるかという諮問をされております。

この3つは、本当は諮問があると、まとめて返すのが普通でございますけれども、とりあえず、これは後でもよいと。上記1、2を終えた後と書いてあるわけですね。そういうような形で、とりあえず、1、2を早目に返したと。そして、3については今回のリスク評価を終えたところということでございます。

それから、ちょっとよく勘違いされているのは、SRMの範囲、これは今回の諮問内容3には入っておりません。よって、検査月齢なり輸入規制の月齢を引き上げることにについて聞かれているだけで、特定危険部位についてはさらに引き上げるというような話は諮問されておられません。と言いますか、この特定危険部位自身は現在の1、2の答申で国際基準になっておりますので、これ以上、今現在の状況の中で引き上げるあるいは緩和するということは考えられないのではないかなと我々は思っておりますし、恐らく、リスク管理機関である厚生労働省もそう判断されたのではないかなと思っております。

(パワーポイント4)

今回の経緯というのは、大体、今お話ししたとおりですが、2011年に評価要請があって、それから、プリオン専門調査会において検討させていただきました。そして、食品安全委員会で9月に審議して、パブリックコメントがあった後、昨年10月22日に1回目の(1)、(2)について、プリオン専門調査会において、パブリックコメントの結果について検討して、22日に評価結果を厚生労働大臣にお返ししたということでございます。

(パワーポイント5)

そして、その結果として、今日は②と書いてありますけれども、そのときは①でしたが、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、これはいわゆる農林水産省の方でリスク管理をやっていただいていること、あるいは厚生労働省の方でと畜場等でのリスク管理をやっていただいていること、こういうようなことを前提として、牛群のBSEの感染状況、これは後で酒井座長の表には出てくると思いますが、BSEの我が国あるいは4か国のBSEの感染状況、そして感染リスク、そういうことを踏まえて考える。

そして、もう一つは、BSEといっても牛から牛へうつる感染リスクと牛から人へうつる感染リスクとがあります。現実には、牛の場合は最盛期にはイギリスで約3万数千頭と言われておりますけれども、実際は検査しないで殺処分したものが大量にありますので、数十万頭に及ぶBSEの感染があったと思いますが、人に感染したものについては約200人位というようなことで、その牛と人との種間バリアの存在、こういうことを考えれば、評価対

象の5か国に関しては、この諮問対象月齢というのは、これは私どもが30か月齢ということ判断したわけではなくて、厚生労働省が30か月齢以下ではどうですかと聞いてきたので、30か月齢以下の牛由来の牛肉及び内臓については、これが、BSEは牛の病気ですから、人の病気である変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の発症は考えがたいという結論になったわけです。そして、具体的には、国内措置について我が国は20か月齢を30か月齢に上げたということでございます。

（パワーポイント6）

具体的な措置として、BSEの検査対象を我が国では20か月齢超を30か月齢超に、そして、特定危険部位も30か月齢超の場合のみ、頭部、脊髄、脊柱、回腸遠位部を取るということで、一方、回腸遠位部や扁桃については全ての月齢で取るというような形での変更が4月1日からなされております。これは厚生労働省がいわゆる省令を変えないといけないということなので、私どもが昨年10月に答申しておりますが、これまで、厚生労働省の中での事務的な手続きが掛かって、4月1日施行になったと聞いております。

（パワーポイント7）

そしてあわせて、アメリカ、カナダのいわゆる輸入対象月齢の引き上げについては、2月1日から行われていますが、アメリカ、カナダ、フランスについては30か月齢以下、オランダについては12か月齢以下と。オランダについては、オランダがリスクが高いからということだけでなく、オランダ自身が12か月齢超について輸入をするという気持ちがないので、オランダの希望ということで、こういう形になっているということでございます。また、SRMの除去の対象については、我が国と同じようになっているということです。当然、30か月齢以下だけなので、回腸遠位部と扁桃だけを取るということになっております。

（パワーポイント8）

そして、その後、10月12日の前回の①のパブリックコメントの結果について検討した時に、あわせて（3）、引き続きさらに月齢を上げた場合の検討を開始しております。10月12日から開始して、それが76回から79回ですから、これは合わせて5回のプリオン専門調査会を開催し、そして4月8日に食品安全委員会親委員会、今、委員長の熊谷がお話しさせていただきましたが、親委員会で審議し、そして現在パブリックコメント期間中ということでございます。5月8日までパブリックコメントを募集させていただいて、大きな変更がなければ速やかに食品安全委員会親委員会の方で答申を厚生労働省にお返しすると。その後、厚生労働省が管理措置を変えていかれるということになるかと思っております。

簡単でございますが、私からのお話は以上でございます。

○司会 それでは、続きまして、「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」について、食品安全委員会プリオン専門調査会・酒井健夫座長から御説明をいたします。

それでは、酒井座長、よろしく願いいたします。

牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価②案の概要 我が国の検査対象月齢の引き上げ

食品安全委員会プリオン専門調査会座長
酒井健夫

只今、紹介いただきました酒井です。

姫田事務局長から見直しに係る経緯についての説明がございました。平成24年10月に20か月齢から30か月齢への変更の際にも同様に説明会を開催させていただき、お話しをする機会をつくっていただきました。本日はさらなる月齢の規制閾値を上げた場合のリスク評価ということで、諮問事項の3番につきましてプリオン専門調査会としての結論を説明させていただきます。

（パワーポイント2）

これは只今、局長が経緯について説明致しましたが、2001年の9月10日に国内で1頭目のBSE感染牛が確認された以降のことについて、このような経緯がございます。直ちに同年10月に肉骨粉の飼料への完全禁止が導入され、これが非常に効果的に作用して、この後生まれた牛には、2002年1月生まれの1頭を除いて、BSEの発生が認められていません。

まず、2001年の10月に肉骨粉の完全禁止、そして同じく特定部位の除去、これは後程、2004年に食品安全法の改正がありまして、脊柱が入って参りますので、ここでは特定部位ということです。SRMが入ってございますが、これの焼却を義務付けたことで、この2001年の措置によりまして、完全に感染源のサイクルは遮断されました。いわゆる肉骨粉を給与しないことで、現在に至るまでBSE発生はないということでございます。

出生年月で見た国内最終発生牛の出生は2002年、これは2009年の1月に日本で36頭目の最終の国内発生牛が確認されております。この出生年月で見た最終発生は2002年の1月でございます。したがって、これ以降に生まれた牛で、BSEの発生は確認されていないということでございます。

また、2004年の9月に中間取りまとめが公表されまして、ここでは肉骨粉の飼料への使用禁止という飼料規制、またSRMの除去はBSE感染のリスクが低減されたということで、非常に有効であったという内容の公表がございました。

そして、2004年に評価要請があり、検査対象月齢を全月齢から21か月齢以上にするということと、SRMの除去の徹底でございました。

（パワーポイント3）

これは、先程局長からお話がございましたように、平成23年の12月に国内措置及び国境措置についての評価要請であり、3番のさらなる月齢を引き上げた場合のリスク評価の諮問を受けてございます。諮問の1と2につきましては、昨年10月22日に検討結果をお返しして、現在に至ってございます。その諮問3につきまして、これからお話をさせていた

だきます。

(パワーポイント4)

ここでは諮問事項の3についてで、そのさらなる月齢の規制閾値を上げた場合のリスク評価について検討を致しました。まず、諮問事項の1と2は国内措置と国境措置がございましたが、資料が豊富にございます国内措置、これを先行するという事で、下にご書いてありますように、国内措置の検査対象月齢を引き上げることについて検討を行いました。

(パワーポイント5)

これは基本的な考え方、規制閾値である国内措置の検査対象月齢、国境措置では輸入検査月齢、これらを上げた場合のリスク評価ということでございます。基本的にはこの定型BSEの制御がどのようになっているか、その基本的な評価でございます。もう一つは、評価対象国において定型BSEが発生する可能性が極めて低い水準に達しているかどうか、これを判定したわけでございます。言うなれば、さらなる月齢の引き上げということになりますが、前のスライドでもお話ししましたが、国内措置について先行して取りまとめるということで、評価を行いました。

(パワーポイント6)

この評価の方法に関してでございますが、膨大な資料を見る中で、まず大事なポイントが3点ございます。一つは、出生年月で見たBSE最終発生時からの経過年数ということがございます。11年間発生をしていないという事実がございまして、この1番目の出生月齢で見たBSEの最終発生時からの経過年数。そして、2番目が、交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化措置を導入してからの経過年数であります。先程最初のスライドにございましたように、この飼料規制が導入されてから感染あるいは発生がほぼ阻止されたという事実がございまして。そして、3番目がBSE対策の実施状況で、現在行われていますそれぞれの生産現場、あるいは飼料の製造工程、あるいはと畜場におきます処理についてのBSE対策の実施状況を詳しく調査をするため、3点の評価項目を設け立てたわけでございます。

その結果、評価と致しましては、ある年月以降の出生コホート、ある群の出生年月が同じ牛群でございますが、その出生コホートについてBSEの発生する可能性が極めて低い水準になっているかどうかであります。極めて低い水準になっているとすれば、一定期間の検査を継続することについて、経過措置の必要性があるかどうかということでもあります。どちらかと言いますと、定性的な判断によってこの結論を得たわけでございます。特に3番目のBSEの対策の実施状況は、これまで多くの色々な規制措置が講じられていますが、その遵守状況がなされているかどうかということについて、それぞれ検討を加えたわけでございます。

(パワーポイント7)

まず、この有効性の検証期間ということがございまして、先程申しましたように、飼料

規制を導入した後ということで、飼料規制の有効性の確認に必要な期間ということでございます。BSEの潜伏期間は5年から5.5年でございますが、飼料規制を強化された年に生まれたBSEの感染牛、これをどのように評価をしていくかということでございます。特に飼料規制導入後に感染した牛は、BARBと言われておりますけれども、これまで検討の対象となりました日本と、そしてアメリカ、カナダ、フランス、オランダの5か国におきましては、5頭しか存在をしていないということがございます。そういった状況の中から、BSE感染牛の95%以上を検出するのに必要な期間をこれで見出すということになります。

正規分布的な分布をする中で95%ということは、統計学的には非常に精度の高い期間に相当するということを我々は判断を致しました。

(パワーポイント8)

これは、今申しましたもののイメージ図でございます。上の図がBSEの陽性牛、赤で書いてございます。そして、BSEの陰性が下でございます、この期間に検出されなければということで、出生コホートですから、出生年月が同じ牛群がこのように陽性であったとすれば、当然これはこの期間中で感染があったということになります。しかし、11年間にわたって感染が認められておりません。この間に感染がなければ、出生コホートにおいて今後BSEが発生する可能性はほとんどないということでございます。95%ということを経験的に信頼性の高い判断し、飼料規制が導入されてから、直後の1頭を除き、我が国では一頭も発生が確認されておりませんので、出生コホートにおけるBSEが発生の可能性はほとんどないという判断をして間違いはないと思います。

(パワーポイント9)

これを飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間で、11年、日本には発生していませんが、これはEUは17か国での数値でございますが、BSEの発生数が多い、数が確保できるということで、このEUにおけますBSEの感染牛の発生年齢の分布を用いたわけでございます。これは欧州委員会が2007年にこの方法を用いて、BSEの検証を行いました。まず、4歳齢、5歳齢、そして6歳齢ということになり、11歳齢になりますと、96.9%が摘発をされています。もし仮に感染があれば、11歳齢で96.9%が摘発されていることになります。これは年齢でありますので、4歳で約2%、そして6歳で約60数%になります。11年経過いたしますと、96.9%が摘発されているというこの事実から、11年経過することによりまして、ほぼ100%摘発年齢に到達しているということがこの図の中で言えます。

そして、それをこちらではフランスのデータに置きかえまして、BSE感染牛の推定摘発年齢ということを見ました。11年になりますと95%が摘発され、95%は10.6歳ということになります。いずれにしましても、11年経過しているということは、ほぼこの摘発が全て終わっているか、あるいは推定摘発年齢に到達しているということになります。したがって、日本では11年経過していると、仮に感染があれば発生が認められることになり、この飼料規制の有効性がここで検証ができたということでございます。

(パワーポイント10)

日本におけると畜の年齢でございます。2001年から2012年までのと畜牛は約1,395万頭でございます。この中で、今申しましたように、95.8%は9か月齢から120か月齢までにと畜され、残りが120か月齢以上でと畜されることとなります。ちなみに、今回答申いたしました48か月齢では、83.1%がこの月齢までにと畜されているということとなります。

(パワーポイント11)

次に、飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間について、これまでのことをまとめてみますと、11年経過すれば、あるコホートにおいてほとんどの牛、即ち95%の牛のBSE発生状況が確認できます。そして、EUの豊富なデータに基づくBSEの感染牛の摘発年齢の推定では、11年で96.9%が検出されています。これを我が国に当ててみますと、BSEの発生が11年間確認されないことをもって我々は判断し、起点はBSEの出生年月で見た最終発生時点、これをこの起点とすると、11年間発生が確認されないことは高く評価ができると判断をいたしました。

(パワーポイント12)

これに対しまして、出生コホートごとの検査による検証率はどうか、もしもそれが可能ならば、経過措置が必要かどうかということのを定性的に判断しました。ここでは、2002年はこれから発生をしていないということになりますので、ここで11年経過しているということは、96.9%が既にカバーがされています。そして、これが経過することによって、後で出生したコホートの検証率が下がってくるということになります。言うならば、EUにおけます感染牛の摘発分布に基づいて、摘発年齢の推定による検証率をここにお示したわけでございます。

2002年の出生コホートでは96.9%、右端の一番上でございますが高い割合で検証されますが、時間が経過することによって検証率が下がってきますので、飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間、これは経過年数を11年として、OIEの考え方を参考にしても、2013年、これでは2002年の2月生まれのコホートについては、今後BSEが発生する可能性は無視できるというふうに我々は判断を致しました。

(パワーポイント13)

次に、BSE対策の検証状況についてであり、現在のBSE対策の実施状況をどのように我々が検証したかということです。BSE対策の実施について、BSE制御に有効な水準以上の規制が行われているかどうか、点検表を用いて確認を行いました。全17項目と総合評価で判断を致しました。この各項目は17項目ありますが、例えば生体牛への侵入リスクと国内安定性につきましては、肉骨粉について発生国からの輸入禁止措置がとられているか、ほ乳動物由来の肉骨粉のほ乳動物への給与禁止がなされているか、レンダリング等の定期的な監視が行われ、重大な違反がないか、OIEの基準と同等以上のサーベイランスがなされているか、こういった項目につきましては、全て17項目で、ここにございますように2段階から4段階で評価を行いました。

(パワーポイント14)

これが評価結果でございます。レンダリング施設、飼料工場等の監視体制と遵守率と書きましたが、ここは遵守状況でございます。この4段階で全て◎であり、遵守状況は有効であると判断を致しました。ただ1つだけ、2010年に飼料用の肉骨粉に牛由来のたん白が混入していた事例が1件ございました。しかし、これは飼料として利用されることなく焼却されていることが確認されております。したがって、このような事例が1件ございましたので、ここでは○ということになっています。

2点目でございますが、日本において2002年の1月生まれの1頭を最後に、これは冒頭にもお話ししましたが、それ以降、11年間にわたってBSEの感染牛は確認されていません。これは飼料規制が有効に機能していることで、感染が遮断されて、その結果としてBSEの発生が確認されていません。このことはBSE発生を制御するための日本の飼料規制が極めて有効に機能しているものと考えられます。各段階において、また総合的なBSE対策の実施により、日本においてBSEは制御できているものと判断できます。このBSE対策の実施状況を詳しく調査し、総合的に判断を致しました。と畜牛のBSE検査が開始されてから1,395万頭、死亡牛が93万頭検査を行い、この中で36頭のBSE陽性が確認されておりますが、2002年の1月生まれの1頭を最後に我が国では発生はしていません。

(パワーポイント15)

以上のことをまとめてみますと、15番目のスライドでございますが、BSEプリオンの侵入リスクの低減措置、これは輸入規制でございますが、リスクは極めて低いレベルになります。それから、プリオンの増幅リスクの低減措置で、ある飼料規制が機能しておりますので、リスクは極めて低いと判断できます。そして、BSEプリオンの曝露リスクの低減措置、これは食肉処理工程ですが、これはリスクが無視できる程度の極めて低いレベルであります。いわゆるSRMの除去、それから焼却義務、それからピッシングの禁止、こういったものが、全て有効に機能しておりますので、リスクは無視できるということがこれで言えます。

(パワーポイント16)

これまでお話ししてきましたことをこの表でまとめますと、BSE対策の効果の検証でございますが、最も効果の大きいのが肉骨粉の飼料への使用を法的に禁止したことです。2001年の10月でございますが、それ以降、非常に効果があって、2002年の2月以降出生の牛では、BSEの陽性牛は見つかっていません。非常に高く評価ができる結果であると考えています。

(パワーポイント18)

これが評価結果でございますが、先程局長からお話ございましたけれども、BSEプリオンについて輸入規制による侵入リスクの低減措置、飼料規制による増幅リスクの低減措置、及び食肉処理工程における曝露リスクの措置が確実にとられているということがございます。さらに、人と牛との種間バリア、種の壁がございますので、そういったことを考

えますと、日本において牛由来の牛肉及び内臓、特定危険部位以外、SRM以外の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJDの発生の可能性は極めて低いということが言えます。

(パワーポイント19)

先程も申し上げましたが、2002年1月生まれの最終発生以降に生まれた牛には、11年間にわたってBSEの発生が確認されていません。仮にBSEの発生牛は11年までにはほとんど97%が検出できますので、今後、BSEの発生する可能性はほとんどありません。いわゆるゼロリスクではありませんが、今後BSEの発生する可能性はほとんどない、科学的に考えましても、それを否定できるものはないと私は判断致しました。

(パワーポイント20)

経過措置でございますが、11歳未満の出生コホート、これは発生確認のため、まだ若干期間が必要であるということでございます。当面の間、この48か月齢以上のものについての検証は継続をするということで、高齢牛につきましての検証は継続する必要があります。それから、2002年以前に出生した牛につきまして、例えば2001年ですが、飼料規制の導入前の牛がいますので、そういった牛の検証は継続するという必要性があります。したがって、経過措置の必要性ということで、当面の間、検査を継続することとしたわけでございます。

(パワーポイント21)

結論として、もう既に冒頭にお話し致しましたが、国内措置の検査対象月齢を48か月齢、4歳超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると判断を致しました。これが結論でございます。これを熊谷委員長の親委員会に報告をさせていただきました。我々と致しましては、検査月齢を48か月齢に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると判断を致しました。

(パワーポイント22)

これを、ただ今の48か月齢に引き上げた場合の根拠として4点を申し上げます。

検査対象月齢が48か月齢超とした具体的な根拠といたしまして、まず発生確認の最低月齢であります。一部の例外を除きまして、BSEの検査陽性牛は48か月齢以上であるということで、対象としてきましたそれぞれの国におけるBSE陽性牛のこれは実績から判断致しました。

次に、EUにおけますBSEの発生状況から推定致しますと、98%が48か月齢以上で検出されている事実がございます。

さらに経口投与実験結果からで、この実験は国内でも行っております。投与実験44か月で、これは動物が4か月齢から6か月齢の子牛を用いていますので、48か月齢相当以上に異常プリオンたん白が検出されています。これは最もイギリスで濃度が高い時に相当する1gの経口投与の結果でございます。

さらに、潜伏期間の知見と致しまして、BSEのプリオンの摂取量が少ない程、潜伏期間が長くなるという感染実験の知見もございます。

(パワーポイント23)

ここでは非定型BSEへの対応でございます。上の丸は、これは定型BSEの対応でございます。2002年の1月以前の出生コホート、生存している高齢牛の中に極めて低い確率とはいえ、BSEに感染している牛が残っている可能性が完全に否定できないということで、当面の間、高齢牛を対象とする検査が必要であります。そして、非定型につきましては、ほとんどが8歳以上、これまでの検査では6.3歳から18歳でございます。ただし、日本の23か月齢で1例見つかっておりますのは、これは感染性がなく、感染性は認められないので、人への感染性については無視できると判断を致しております。非定型BSEは高齢牛で極めて稀に発生します。世界で60数頭の確認でございます。その結果、いずれも、48か月齢超の牛を検査することによって十分にこれらのことはカバーできます。定型BSE、高齢牛、それから非定型BSEに対しましても、48か月齢を超えた牛を検査することによって、全て十分に検証できると判断を致しました。

(パワーポイント24)

これは参考資料です。

(パワーポイント25)

これは姫田局長が冒頭にお話をしました平成24年の10月の評価結果と、この下の3番目について、今回評価をさせていただきました。

以上でございます。

○司会 酒井座長、どうもありがとうございました。

ここで休憩を挟みまして、その後、質疑とさせていただこうと思います。休憩の時間を10分程とらせていただきますので、再開はこの時計で11時とさせていただきます。11時再開までに席にお戻りいただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、一旦休憩といたします。

～休憩～

(5) 質疑応答・意見交換

○司会 時間になりましたので、席に御着席ください。

それでは、ここから議事を再開致します。

ここからは、会場の皆様との質疑応答、意見交換をさせていただきたいと思います。先程説明をさせていただきました酒井座長と姫田事務局長に御意見や御質問に対する御対応をさせていただきたいと思います。酒井座長、それから姫田事務局長、よろしく願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げていただきますようお願いいたしますが、私が指名

を致しましたら、係の者がマイクをお持ち致しますので、マイクが届いてから御発言をお願い致します。その際、差し支えなければ御所属とお名前をお願い致します。また、できるだけ多くの方に御発言をいただきたいと思っておりますので、発言者におかれましては要点をまとめて、2分以内程度でお願いを致します。回答者もできる限り簡潔にお答えいただきますよう、お願いします。

それでは、ここから意見交換を行います。御発言のある方、挙手をお願いいたします。

真ん中の後方の方、お願いします。

○質問者A 御説明ありがとうございました。

48か月齢の根拠についてちょっとよく理解ができなかったもので、教えていただきたいと思っております。私は検査というのはフィードバンの有効性を確認するものだというふうに理解しております。陽性牛が見つかったということですが、安全対策としてはSRMの除去というのがあるわけで、BSEの検査というのはフィードバンの有効性の確認のためだというふうに理解しているのですが、その48か月齢というのが見つかったものも、その時は、フィードバンの有効性が確認された、その11年も経ったという状況、要は今の日本の状況とは違うものだと思いますので、そこを根拠に48か月齢とするのがうまく理解できません。今もう既に11年もたって、フィードバンの有効性が確認されたというお話であるならば、そこに沿った上での数値設定、検査月齢の数字の設定というのが妥当ではないかと思うのですが、どうして48か月齢になさったのか、もう少し教えてください。

○酒井座長 48か月齢は、22枚目のスライドで御説明致しました。ここにございます4項目の内容で、48か月齢超を検査対象月齢にして問題はなく、人への健康影響評価は判断できます。実際には11年間発生しておりませんし、しかも飼料規制が十分に機能しております。EUでは、既に青天井ということで、検査月齢の規制がありません。しかし、先程申しましたように、慎重には慎重を期して、高齢牛の問題がございますので、当面の間、48か月齢ということにさせていただきました。

11年ということについて、その48か月齢は結びつかないとの御指摘でございますが、11年間発生を認めていないことは、確実に飼料規制が効果を発揮しています。よって、大前提として、飼料規制を継続するということによって、安全性が担保されていると思っております。検査月齢の48か月齢超については、この4項目が根拠になります。

○姫田事務局長 少し補足させていただきますと、基本的に、おっしゃるように、11年経ったので発生リスクは極めて低いという御結論をいただいております。ただ、いわゆるさらに飼料規制を検証するというところで、いわゆるこの4項目、発生確認の最低月齢が基本的に48か月齢以上であること、それから、EUの実績からも48か月齢以上であろうということ、そして、経口投与実験からも、いわゆる濃厚感染じゃなくて通常感染であれば、48か月齢以上に確認されるだろうと。それから、潜伏期間、現在のプリオンの摂取量から考えて、万が一摂取した場合の摂取量から考えても、48か月齢。だから、可能性があるとなれば、48か月齢以上のところで確認できるだろうということ、この48か月齢以上という

ことを評価いただいたところでございます。

よって、おっしゃるように、基本的には最終発生を超えて11年間発生がなかったということで、発生の可能性というのは極めて低いという状況ですけれども、さらに飼料規制の効果を確認するというので、今回48か月齢以上の検査をするということで答申を返させていただいた次第でございます。

○司会 他に御発言ございますでしょうか。

それでは、こちらの女性の方。

○質問者B 御説明ありがとうございます。

今回の48か月齢になるということで、ほとんど検査がなくなるということだと理解していますが、ちょっと説明を私の中で整理させていただくと、30か月齢以下は危険部位の除去のところでは回腸遠位部とあと扁桃のところを除去するというのと、あと、30か月齢から48か月齢は検査をしないけどSRMは全部除去する、48か月齢以上は検査をするしSRMを全部除去するそういうくりになると理解しているのですが、実際と畜場ではそういった管理をする時に、30か月齢のところできちんとSRMの除去のところはどのように管理されるのかということをお話していただきたい。

それから、今TPPの参加のところがすごく危惧しているところですが、国内の規制と海外の規制との差があると、非関税障壁ということで合わせるようになっていくと思うのですが、そういうことをどのようにお考えなのか。私たち消費者からすると、その第一歩になっているのではないかとこのようにも危惧しています。検査をまず外すと、今度はSRMの除去も引き上げされるのではないかとこのことをすごく危惧しておりますので、その辺のことをお話ししていただきたいと思います。

それから、非定型のところはやはり原因が分かっていないというのが、私たち消費者としてはすごく不安です。原因が分からないのにそこをやはり引き上げるということを非常に危惧しているので、そのこともお話ししていただきたいと思います。

さらに、このような場ですが、リスクコミュニケーションの場ということで、理解を深める場というふうには、最初のところでの説明がありました。私達の思いも理解していただける場だと思っておりますが、こういうところで「不安です」という声を上げて、その日のうちにもう規制緩和されたりという現状を見ているので、ここの場ということをもう一回お話ししていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○姫田事務局長 まず、と畜場についてということですが、これは30か月齢以下でもSRMが除去されて、それで後、48か月齢超を検査されるといってと畜場もあるかと思っておりますが、これはどちらにしてもリスク評価側あるいはリスク管理機関としても、SRMの除去がきちんと行われていればいいわけです。よって、と畜場が余計に取るのは構わないわけなので、そのように対応するとと畜場もあるかも知れませんが、そうではなく、正確に基準どおり除去するとと畜場もあるのではないかと考えております。

それから、TPPということですが、まず一つは、私ども食品安全委員会は国内外のいわ

ゆる利害関係者をどうこうするという事は考えていないわけで、基本的に科学に基づいて評価を行うことが基本です。ただ、海外との関係とかあるいは消費者の皆さん方の御意見とか、そういうことはリスク管理機関である厚生労働省なり、それから農林水産省が考えるわけでございまして、いわゆる科学的以上に基準を厳しくするとか、あるいは場合によってはリスクが大きく変わらない程度に基準を緩くするという、そういうことはリスク管理機関としては行えることがあるかと思っております。ただ、いずれにしても、私どもの今回の評価、これは厚生労働省から評価依頼があったわけなので、それについて科学的に評価をさせていただいたということ。

それでは、海外はどうかということ、今回の、先程、座長からもお話がありましたように、データの揃った我が国から順次やっていきましたということなので、当然、残り4か国についてもデータがそ揃い次第、評価を行っていきます。ただ、同じ基準になるかどうかというのは、ご存じのように、例えばオーストラリアなどの場合は、非発生国なので全く青天井で何も規制がございません。よって、同じ規制をするということが国際的にSPS上正しではなく、一定の基準の中で科学的な評価の中で規制を掛けるということが正しいわけです。基本的には、海外から何も文句を言われたいというのは、国際基準に合わせたおりにやるということ、そうでなければ、科学的評価をした上でその規制を上乗せすることができるというように書いてあります。よって、もし食品安全委員会のリスク評価なしに規制をWTO上行うのであれば、国際基準どおりにやるということはあるかと思いますが、そうではなくて、それ以上上乗せするという場合には、私どもの方のリスク評価が必要になってくるということです。私ども、この後も既に厚生労働省からポーランドとアイルランドのリスク評価を依頼されておりますが、順次リスク評価はしていけないと検討しているところでございます。

リスクコミュニケーションについて申し上げますと、私どもの食品安全委員会のリスクコミュニケーションというのは、私どものリスク評価した結果について科学的に皆さん方にしっかりとお知らせするというのが一番主要な課題でございます。私どもが科学的に、サイエンティフィックに間違っておれば、御指摘いただければこれは幸いです。ただ、不安だからとか、あるいは逆にSRMを取るの面倒だからとか、そういう御意見というのは、私どもではなくて厚生労働省なりリスク管理機関の場でのリスクコミュニケーションの中で御意見をいただくということが重要になってくるかと思っております。この後、厚生労働省もリスクコミュニケーションを予定しております。私どもも参加させていただきますが、厚生労働省が今回のリスク管理機関でございますので、厚生労働省がやるということになるかと。また、是非、御意見をいただければと思っております。

○酒井座長 補足させていただきますと、今の御質問の中のSRMの変更については、今回は変更しておりません。既にこれは局長のスライドの6番目、ここで明確に先程説明をいただきました。ここを見させていただきますと、SRMの取り扱いについて、これは明確になっております。それから、原因というのは異常プリオンで、SRMを除去することによって完

全にそれが削除されるわけですから、最初に申しましたように飼料規制というもので規制をしていて、それで循環しないシステムになっておりますので、安全性は確保されています。それから、我々が検討しました17項目の評価によりまして、ほぼそれが全てが◎でありますので、これは明確に規制の機能が十分に果たしていると言えます。

それから、リスクコミュニケーションにつきましては、国民の皆様方が安全性の確認を是非こういった席で、あるいはリスク管理側でのこうした席もあろうかと思っておりますので、意見交換していただくことが重要であると考えます。

○司会 申し訳ありません。非定型のお話もあったかと思っております。

○姫田事務局長 非定型につきましては、まだ残念ながら十分ないわゆる発生原因とかが確認されておられません。ただ、分かっていることは、6.9歳以上でしか非定型が確認されていないと。1例だけ我が国の23か月齢というのがありますが、これは牛型マウスで2代継代して、調査を2代続けたわけですが、伝達性が確認されなかったと。BSE、牛海綿状脳症と言っていますが、これは法律的には伝達性海綿状脳症ということで、これは伝達性がなければ全然リスクがないわけなので、そういう意味では、我が国の23か月齢の非定型を否定すれば、国際的にも6.9歳以上、一般的には8歳以上でしか確認されていないということで、今回、たまたま48か月齢以上を検査致しますので、そういう意味でも非定型については、当面の間、クリアできているということではないかと。これは座長の最後のスライドにあったと思っております。

○司会 それでは、他に御発言ございますでしょうか。

それでは、真ん中の女性の方、お願いします。

○質問者C 今、女性の方とちょっとダブる部分が多いかなと思ひまして、それが消費者にとっての不安なんだと改めて思いました。

まず1つは、食品安全委員会で昨年の秋に答申があった時に、やはりパブリックコメントが募集され、その中で、緩和するのは反対であるという意見が多かったというふうに思います。それがやはり国民の声であって、そこに十分に応えないまま、疑問が解消されないままにさらに規制が緩和されるということについては、恐らく、今回のパブリックコメントについても、反対の意見や危惧する声が多いのではないかと感じております。それから、私たちの声をやはり十分に受けとめ、きちんとリスクコミュニケーションをさらに強めていくとかいうことが、必要なのではないのでしょうか。

それから、発生が少ないということをもって、やはりEUの実績ですとか、それが48か月齢以上であるということで、48か月齢以下の発生については、例外的な事例とか2%しかないんだということで、今回、規制緩和してもということですが、やはりその2%そのものに対策をとることこそが、本当にBSEを世界から根絶していくという道でもあり、私たち消費者の命を守ることになるのだと思ひます。中途半端な段階で規制緩和をするべきではないと思うのですが。

それから、非定型についてですが、やはり23か月齢という若年牛の中で発生されたのは

極めて稀だということですが、逆に言えば、ここについての検証、若年での非定型BSEの検証が十分ではないのではないかと私は思います。今回は国内の規制緩和ですが、今後、海外、輸入の措置についても緩和、どうするかということを決めていくということになるかと思いますが、アメリカ産の牛肉については0.1%しかBSEの検査をしていないです。それが現状です。もし、日本のように全頭検査をした場合、若年での非定型BSEというのは発見される可能性はあります。よって、輸入措置についても、また改めて検討していただきたいと思うのですが、まだ検証が十分ではないのではないかとこのように危惧しております。

それから、先程の方もおっしゃっていましたが、国内の全頭検査はTPPに入った時には非関税障壁ということで、撤廃を迫られることになると思います。やはり、そこが私たちが非常に危惧しているところで、30か月齢、この間、4月1日から規制緩和をされたその検証がまだできていない段階で、相次いで48か月齢という規制緩和はいかなものかというのを、科学的ではないというふうに言われるかも知れませんが、その検証をしていくことこそが科学的なことなのではないかと。それが科学の力なのではないかというふうに思っております。いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○姫田事務局長 まず、リスクコミュニケーションのあるいはパブリックコメントでの反対意見ということですが、先程も申し上げたように、科学的に私どものリスク評価を変えていかないといけないというような御意見は、一通も残念ながらいただけていないというのが事実でございます。リスク管理措置についてはリスク管理機関での御意見をいただければと思っております。

それから、酒井座長の8ページの図を見ていただいたら、お分かりいただけるかと思いますが、96.9%は、出生コホートAのところで見ただくと、赤いところの線の左側で起こるわけですね。そこで、もし11年超して起こるなら、3%程度の発生があるということですが、これはそのコホートの中で既に若齢でこれだけ、97%起こっているという状況の中で残り3%が起こることなので、この97%が一頭も起こらなくて、突然11年後に3%のものが確認されるということはないということで。よって、3%は発生するという意味ではなくて、もう97%、本来ならば確認されているはずですが、ここに来て発生がゼロなんですよという議論でございます。よって、その後、11年経ったものが残り3%が確認されていないということではなく、本当は97%確認された後、残り3%は確認される可能性があるということ。よって、それがゼロであったから、ゼロの3%が確認される可能性があるということで、どのようなリスクかということは御理解いただけるかと思えます。

それから、23か月齢の扱いということですが、残念ながら、23か月齢の牛を確認された科学者の方は、私どもや国際機関からも検証を行いたいということで、検体である延髄門部の提出をお願いしたわけですが、先方からはもうないと言われ、提出を拒否されております。よって、その後、動物衛生研究所で、延髄門部ではなく脳全体をホモジネートして、

それを牛型マウス、牛よりもよりBSEが発症しやすいマウスに接種し、伝達されなかったということが確認されています。陰性であったという確証はそういう形でとっております。残念ながら、陽性であったという確証は、逆に言うとピアレビュー、要するに第三者の研究者から確認がとれてないというのが事実でございます。

それから、TPPですが、先程申し上げたように、非関税障壁というのは国際基準に合っていないこと、しかしながら、国際基準よりも上乘せられていても、科学的な検証ができていない場合ということなので、それは科学的検証というのはどういうことかという、私ども食品安全委員会が科学的に検証した場合ということです。これは食品安全委員会が生産者の皆様、流通業者の皆様、消費者の皆様の安心あるいは不安を入れて、科学を曲げた場合は、これはWTO上もTPP上も持たないわけなので、私どもは科学的に検証していかなければいけないということが、必要になってくるかと思っております。

アメリカの検査については、実際はWTO上ですと、数千頭での検査で済むかと思っております。アメリカの場合は、よく誤解されて、「へたり牛しか検査をしてない」とおっしゃる方がいらっしゃるのですが、へたり牛をしっかりと検査していかなければならないということが基本的な考えでございます。へたり牛が一番、BSE陽性牛を確認しやすいからで、我が国でも、健康と畜牛をと畜場で検査するよりも、死亡牛検査の方が確認される割合は高くなっております。大体20倍位死亡牛の検査の方がBSE陽性牛の確認割合が高いです。ただ、残念ながら、我が国の場合はへたり牛を出すというような国民の精神的構造になっていないので、へたり牛を確認できていないという状況なので、そういう意味では国際的には批判されていますが、その分、死亡牛をきちんと検査するということで対応させていただいている次第でございます。

我が国では、獣医師がと畜場でBSEの全頭検査をしています。もう4年間全く陽性牛が出てこない検査を延々と続けているということで、賽の河原のあの石積みのような状態になっているわけで、そういう無駄な検査を続けるよりは、より重要な、いわゆる微生物の検査ですとか寄生虫の検査ですとか、そういうことに力を注ぐことの方が国民の安全のため、食品安全のためには重要かと考えております。

○酒井座長 追加させていただきますと、検査月齢が30か月から48か月への変更が、半年も経たないうちにとの御意見だと思っておりますが、これは平成23年12月に諮問をいただき、それから検討を行って来て、先行する形で国内措置の30か月、国境措置の30か月の諮問に対する評価を報告しました。3についても、こうした流れの中では検討しており、ここで急に出てきた話ではないということは、御理解いただきたいと思っております。

それから、米国につきましては、本日お渡しした資料のアメリカのBSEの検査陽性牛の出生年月日と確認年月日、これは表の50ページに書いてございます。1997年の8月に反すう動物の飼料規制が導入されているということもぜひ御理解をいただきたいと思っております。私どもは、今、局長が申しましたように、国民の皆様方に安全の確認を科学的な評価を介して、そして結論を出すということが使命でございますので、それに基づいて、今

回、3番について国内措置を先行して結論を出させていただきました。これから継続して海外の資料を収集して、検討できるところから検討して、早く結論を出していきたいと思っております。

以上でございます。

○司会 今、座長から紹介がありましたのは、参考資料1として付けておりますプリオンの評価書案自体の50ページにあります、その中の評価書案の中の参考として付けられております資料に、先程の4か国の発生状況に関連するグラフ等出ておりますので、また参照いただければと思います。

ほかに御発言ございますでしょうか。

はいどうぞ。

○質問者D すみません、1つ御質問させていただきます。BSEのこの評価に基づく対策の実施状況ですが、現在、24か月齢以上の死亡牛の全頭検査、それから牛の肉骨粉として成型された肉骨粉の焼却を行っているわけですが、今回の答申で48か月齢以上の検査ということになった場合に、これらの対策というのは継続して実施していくということが前提なのでしょうか、それとも、今後、規制緩和される方向になるのでしょうか。

○姫田事務局長 これはリスク管理機関である農林水産省が決めることなので、何とも私どもの方からは申し上げられませんが、死亡牛の検査というのはあくまでもサーベイランスであるということです。死亡牛というのは、検査しようがしまいが全部、全てが焼却若しくは燃焼してしまうと。現実には肉骨粉にして、肉骨粉を焼却して、油脂は燃料に使うということ。あるいは、焼却の場合はセメント工場で千数百度で燃やしてしまうというようなことで対応しています。よって、この後、農林水産省がどの位の月齢まで引き上げるかとかいうことについては、まだ多分検討されている可能性というのはあると思いますが、現在のところ私どもの方では、伺っておりません。ただし、これは引き上げたところで、食品安全と連動するかということについては、むしろサーベイランスがどの位的確に行われるかということだと思います。

一方、肉骨粉の焼却につきましては、これは今回の20か月齢超から30か月齢超にSRMの範囲が変わったので、肉骨粉に該当する部位が変わっております。よって、使われる油脂の範囲も変わってきておりますが、基本的にはこれは私どもの食品安全委員会としては、現状の飼料規制が実施される中で現在のリスクの引き下げが行われていると考えております。したがって、牛から牛への感染をとめるためには、肉骨粉の焼却というのは非常に重要なポイントでございますので、これがどうされるかというのは、当然、農林水産省が決められることではあります。肉骨粉の焼却をやめると決めた場合に、私どもがそれなりのリアクションをしないといけない可能性というのは出てくるかと思っております。ただし、基本的には農林水産省がどうするかということになるかと思っております。

○司会 他に御発言、御質問等ございますでしょうか。せつかくの機会でございますので、何か疑問の点がありましたら、どうぞこの機会に御発言いただければと思います。いらっ

しゃいませんか。よろしいですか。

それでは、どうぞ。

○質問者E ちょっと月齢の評価とは違うことですが、教えていただければと思ひまして、よろしくお願ひします。

SRMの範囲ですが、日本では頭部、ほお肉や舌を除きますが、ただ、EUとか諸外国は頭蓋という言葉を使っていますが、これはやはり違うのでしょうか。日本の今のリスク管理だと、頭部は基本的に例えば30か月を超えていれば、特定危険部位として耳やこめかみも頭の皮も全部危険ですという管理をしているわけですが、科学的なリスク評価機関の立場からだと、本当に耳とかも、やはり危険な部位なののでしょうか、こめかみは本当に危険なののでしょうか。なぜかという、今のリスク管理上は色々な分別管理が行われていて、と畜場では色々なタグを付けたりすることになります。そうすると、それによって異物混入の機会や微生物汚染の機会が増えるものですから、本当に必要なリスクであれば、きちんと管理する必要があると思ひております。その辺に関しまして、今、科学的な評価という観点から見られて、こめかみとか耳とか、それらの部分の今の管理はどうお考えなるかを教えていただければと思ひます。それが1点。

もう1点は、扁桃も引き続き特定危険部位であるということは非常によく分かるのですが、関係者の方からは、脳、脊髄がよくて、どうして扁桃がダメなのかという、御質問をいただいております、何を調べたらよろしいのでしょうか。パイエル板から伝達されるのか、直接ここから扁桃に行くのか、その辺のことをぜひ知りたいと聞かれていますので、よろしくお願ひします。

○酒井座長 感染実験で最初に見つかるのが腸管なので、回腸遠位部というパイエル板を含めた部位がそのターゲットになっています。質問の後半は、検査工程の話だと思ひますので、局長からお話がいただけるかと思ひます。

○姫田事務局長 まず、回腸遠位部とそれから扁桃に若い時期に検出されて、その後、いわゆる残りの脳とか脊髄に出てくるわけでありまして。現実には、頭蓋骨がSRMかという、それは頭蓋骨にリスクはないわけです。脊柱にもリスクはないのですが、頭蓋骨と脊柱にそれぞれ附属している脳なり、それから脊柱の背根神経節をどう取るかということになると、なかなか取りづらいたらうということで、頭蓋とそれから脊柱をSRMにしているわけです。それで、EUなどでは、頭蓋と書いて、下顎だけを除いているわけです。それ以外は全部エイヤーで、あまり細かい、多分、頬とか下顎を除けば、あと頬とかこめかみとか使わないようなので、それを取らないといけないという認識がないようです。

我が国の場合、非常に細かく取り除くので、あえて厚生労働省が頬とかをSRMから除外して、もともとリスクはないので構わないのですが、そこは除外して。どのようにと畜場で分別管理がきちんとできるかということを経験に考えているので、私どもとしても、脳と目がダメ、扁桃がダメ、脊髄がダメで、それに背根神経節がダメですよということで、実際に取る時に頭蓋とした方が安全であるということで。扁桃は非常に色々なところに点

在しているものですから、取りにくいというのが皆様方の悩みだろうと思います。これは厚生労働省が非常に細かくヘッドをハンドリングする基準を出していますので、それに従って取っていただくということしかないのではないかなと思っております。それから、舌扁桃もありますが、この部位も十分、厚生労働省の基準どおりに取り除いていただく必要があると思います。

○司会 他に御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。せっかくの機会でございますので、何かございましたら、どうぞお願いいたします。

○姫田事務局長 ないようでしたら、もう少し確認をしておきたいことがあります。御意見をいただいた中で、どうも特定危険部位の月齢を上げたのではないかと思われる方がいらっしゃるようです。あるいは、この後に月齢を上げるのではないかと思われる方がいらっしゃるようです。特定危険部位については、昨年10月に答申して、今回4月1日に変更になった特定危険部位の考え方が、他の4か国もそうですし、国際基準、EUもアメリカも基本的は同じでございますので、勿論、OIEの基準も変わらないので、もし、国際基準が変わったとすれば、リスク管理機関が検討を行うでしょうし、当面の間、変更することはあり得ないと御理解いただきたいと思っております。よって、SRMについては当面の間このまま、今年4月1日に改正した状態であろうと考えていただきたいと思います。

また、昨年10月に評価書を厚生労働省に提出し、今年5月にまた答申をする。恐らく、5月になると思いますが、リスク評価を行う際に、各国のリスク評価機関の検討時間というのは、3か月から4か月位で、それにパブリックコメントを含め、大体半年でお返しするというのが通常でございます。今回の評価も前回もそうですが、これに沿ってプリオン専門調査会は慎重に審議をさせていただいたと、私は考えている次第でございます。

その他、当然、今回の基準だけじゃなくて、リスク管理機関から色々なことについて、各国、当然次のステップ、特にEUですが、リスク管理機関が各国の調査を行ったり、あるいは各国の審査を行ったりしております。皆様方、アメリカがとてもお好きのようで、アメリカのことばかりおっしゃっているようですが、基本的には私ども、リスク管理機関も含めて、国際的な基準に合わせてしっかりと管理をやっていこうということで、当然、今まで輸入が止まっていた国も順次、再開することになります。これはリスクを確認することができれば、輸入再開の可能性があるのでございます。

それから、全世界でBSE陽性牛は昨年で21頭しか確認されていないということで、国際的に、それも当然、昨年感染したわけではないので、それなりに、2004年よりも後に生まれた牛で感染したものというのはほとんどないかと考えられます。そういう意味で、ほぼ収束しつつある疾病でございます。むしろ、それ以上に色々な疾病が出てきておりますので、必ずしも家畜だけの病気ではなくて、人獣共通伝染病は多々ありますので、そういうことに今後とも食品安全上も家畜衛生上も力を注いでいかなければならないですし、よりリスクの高いところに重点的に対応していくことが必要ではないかなと考えている次第で

ございます。

○司会 今の補足も含めまして何か御質問とか御発言したいということがございましたら、お受けいたします。

じゃ、どうぞ、男性の方。

○質問者F 素人質問で恐縮ですが、今、非定型BSE、エサを介しないお話も出ておりましたが、ここで規制、ずっと10年以上問題になってきたのは、エサを介するイギリスあたりから始まったものでしょうけれど、あのエサを介する方の定型、クラシカルと言うのでしょうか、それはどこから始まったのですか。皆さんは、もう既にご存じなのかも知れませんが、私は理解しておりませんので。エサを介するといっても、肉骨粉、一番最初はどこから始まったのか。

○酒井座長 今のお話は、スクレイパーが原因でBSEを発現したのではないかという御発言であったかと思いますが、これは諸説ありまして、まだその原因は明確ではありません。BSEについては、異常プリオンたん白が原因であるということは、明確ですが、その最初のところはまだ色々諸説があるということが現状です。

○質問者F 分かりました。

○司会 他にございますでしょうか。御発言されたいという方、御意見、御質問等ございましたら挙手をお願いします。

よろしゅうございますか。

若干、時間は予定した時間より早く進んでおりますが、御質問も尽きたようでございますので、ここで本日の意見交換会を終了させていただきます。

円滑な議事進行に御協力をいただきまして、ありがとうございます。

(6) 閉会

それでは、この後の予定ですが、この意見交換会の後、5月8日が意見・情報提供のいわゆるパブリックコメントの締め切りとなっております。今日の意見交換会も踏まえまして、御意見・情報等をお寄せいただければありがたいと考えております。

それから、本日、手元にアンケートをお配りしておりますので、アンケートの記入等もいただければ幸いに存じます。アンケートは後方で回収を致しますので、よろしく願いいたします。

それでは、酒井座長、どうもありがとうございました。（拍手）

これで本日の意見交換会を終了させていただきます。皆様、会の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

アンケートに関しましては、出口の回収箱にお入れいただければ、幸いに存じます。

また、食品安全委員会の食の安全ダイヤルでも、日常の御意見や情報を受け付けておりますので、そちらも、ぜひ御活用ください。

本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。お気をつけてお帰りいただけ

ればと存じます。

なお、こちらの会場、また午後の会議が控えております関係上、会場準備の都合もありますので、速やかな御退室に御協力をお願い致します。

本日はどうもありがとうございました。

午前11時48分 閉会